



2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 森永製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 COO 森 信也
(コード番号 2201 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
岡本 奈津子
(TEL. 03-3456-0150)

役員向け業績連動型株式報酬制度の継続に伴う 株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 6 日開催の取締役会（以下「本取締役会」という。）において、株式報酬としての自己株式処分について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2026 年 8 月 26 日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 132,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,513.5 円
(4) 処分総額	333,792,800 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2030 ビジョンの実現に向けて、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び上席執行役員（国内非居住者及び取締役を兼務する者を除く。以下同じとし、取締役と併せて「取締役等」という。）の意欲的な挑戦を後押しすること及び取締役等の自社株保有の促進により株主の皆様との利害共有を一層進めることを目的として、取締役等を対象とする役員報酬 B I P 信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」という。）の内容の一部改定及びその継続について 2026 年 6 月 26 日の第 178 期定時株主総会において承認を受けております。

本制度の概要及び一部改定については、2018 年 5 月 11 日付で公表いたしました「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2026 年 5 月 25 日付で公表いたしました「役員向け業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬BIP信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）に対し、自己株式処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は2026年3月31日現在の発行済株式総数86,111,638株に対し、0.02%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数837,725個に対する割合0.16%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程にしたがい取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【信託契約の概要】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2018年9月3日（2026年8月21日に変更予定）
延長後の信託の期間	2018年9月3日～2030年8月31日（予定）
議決権の行使	行使しないものといたします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る本取締役会決議日の前営業日（2026年8月5日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である2,513.5円としております。本取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、本取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

また、当該価額は東京証券取引所における本取締役会決議日の直前1ヵ月（2026年7月6日から2026年8月5日）の当社株式の終値の平均値である2,673円（円未満切捨て）に94.03%を乗じた額であり、本取締役会決議日の直前3ヵ月（2026年5月6日から2026年8月5日）の終値の平均値である2,584円（円未満切捨て）に97.27%を乗じた額であり、本取締役会決議日の直前6ヵ月（2026年2月6日から2026年8月5日）の終値の平均値である2,667円（円未満切捨て）に94.24%を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名、うち3名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続を要するものではありません。

以 上